

国の動向や社会潮流、子ども・子育てを取り巻く現状、現行プランの取組状況等から導き出された「課題のまとめ」

1. たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援が必要

- (1) 子どもの成長に必要な様々な直接体験活動の促進や自己肯定感の醸成のために、居場所や地域活動など、子どもの健全育成環境の充実
(2) すべての子どもが学校教育における基礎的な学力を身につけるための学びの支援や家庭の経済状況等に左右されないよう教育の機会均等を図るための支援を推進
(3) 自立に困難を抱える若者の就労等社会的自立に向けた支援の充実

2. 子どもの心豊かで健やかな成長の支援が必要

- (1) 子育ての不安・負担の軽減や疾病や虐待の予防のため、乳幼児期における子どもの成長や家庭の状況などに合わせた支援の充実
(2) 次代を担う青少年の育成のため、身体的・精神的な発達や変化が著しい学童期や思春期に、体力の向上や健康や性、妊娠に関する正しい理解など、心身ともに健やかに成長できる支援

3. 障がいのある子どもの健やかな育ちと子育ての支援が必要

- (1) 将来の自立と自己実現につながるような子どもの時期からの適切な支援
(2) 子どもの頃から共に学び、遊び、育っていける子どもや家族にとって身近な地域における支援
(3) 子どもの成長段階で支援が途切れない関係機関の連携による一貫した支援
(4) 「共生社会」の実現のための社会全体での障がい理解に向けての支援

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」の推進が必要

- (1) 子育て家庭の仕事と家庭生活の両立に向け、女性が就労を継続しながら安心して妊娠・出産・子育てするための、企業における働きやすい職場環境づくり促進の支援
(2) 子育て家庭の仕事と家庭生活の調和のため、働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画促進の支援

5. すべての子育て家庭への教育・保育サービスの充実が必要

- (1) 子育てと仕事の両立のため、地域の需要に応じた教育・保育サービス量を確保し、待機児童を解消する
(2) 子どもの健やかな発達や健康のため、教育・保育サービスの質の向上に向けた取組の推進
(3) すべての子育て家庭を支援するため、多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実と効果的な周知

6. 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実が必要

- (1) 妊娠・出産に対する心理的・体力的負担を減らし、安心して子どもを生み育てるため、妊娠初期の健康管理から産後のケアまでの推進
(2) 望まない妊娠を避けるため、計画的な妊娠などの妊娠に関する正しい知識の習得・理解の支援
(3) 子どもを望み、不妊に悩む夫婦に対して、希望が叶うよう、心理的・経済的支援

7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実が必要

- (1) ひとり親家庭の生活基盤の安定のための、「就労支援」の充実
(2) ひとり親家庭の仕事と子育ての両立のための「子育てや生活面での支援」の充実
(3) ひとり親家庭への支援策の利用促進のための相談機能の充実や情報提供等の取組の推進

8. 家庭や地域における養育力の向上支援が必要

- (1) 地域における子育て支援の充実や地域との関わりがもてるよう、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進
(2) 子育ての不安・負担の軽減とともに、より安心して子育てができるよう、身近なところでの子育ての相談支援体制の充実および効果的な情報の発信
(3) 子ども的人格形成の基礎をつくり、豊かな人間力を養うための「家庭」における養育力の向上支援
(4) 児童虐待やいじめの問題など、子どもの権利や人権が侵害されず、尊重される社会の実現のため、子どもの権利を守る環境づくり

9. 子どもが安全・安心に暮らせる環境整備が必要

- (1) 子どもや子育て家庭が安心して暮らし、気軽に出かけることができるよう、子育てバリアフリーに向けた取組の推進
(2) 子どもや子育て家庭が安全に暮らせるよう、交通安全や防犯対策等の子どもの安全を守る取組の推進

◆「基本理念」 ⇒ 計画の推進にあたっての目指すべき姿であり、後期計画期間（H27～31年度）の5年間においても、変わらないことから、改定プランの推進にあたって、目指すべき姿とする。

◆「基本的視点」 ⇒ 計画の策定及び施策の推進にあたっては、「子育て支援」と「子育て支援」を中心に進めることが基本であることから、改定プランにおいても、基本的視点とする。

◆「基本理念が実現された姿」 ⇒ 現行プラン策定時の現状値の1.43（H19）から1.55（H24）と回復傾向にあるが、後期計画期間の5年間において、さらに「1.75」を目指していく。

- ・全国知事会において「少子化非常事態宣言」がまとめられ、自治体の「消滅」にもつながる人口の再生産を中心に担う「若年女性人口」の減少への対応など、少子化の流れをとめることは最も重要な課題
・本市の都市としての活力が高まり持続的な発展ができるよう、人口維持のための取組に努めていく。

◆「基本目標」

◇基本目標Ⅰについて ⇒ 基本理念を実現するための目標であり、後期計画期間の5年間においても、目標として変わらないことから、「次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現」を目標とする。

- ・次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進法」の延長（10年間（H37年3月まで））
・自立に困難を抱える青少年の社会的自立の支援を促進するためには、子どもの「たくましい成長」が、乳幼児や青少年が心身ともに健やかに成長し、次代を担うためには、「心豊かに成長すること」が、引き続き重要である。

◇基本目標Ⅱについて ⇒ 基本理念を実現するための目標であり、後期計画期間の5年間においても、目標として変わらないことから、「妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現」を目標とする。

- ・理想の子ども数は「3人」が最も多く（就学前46.9%、小学生46.0%）、予定の子ども数は「2人」が最も多い（就学前59.2%、小学生55.1%）ことから、妊娠・出産や子育てについて、希望をかなえることが引き続き求められている。
・結婚・妊娠・出産支援に関する意識調査（20～59歳の男女）によると、「未婚者に対する結婚支援」としては、「経済的安定」や「子育てと仕事の両立」についての支援が求められている。
第1位 給料を上げて安定した家計を営めるような支援 47.3% 第2位 夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実 45.8%
第3位 雇用対策・安定した雇用機会の提供 45.7% 第6位 結婚支援サービスの提供 18.4%

◇基本目標Ⅲについて ⇒ 基本理念を実現するための目標であり、後期計画期間の5年間においても、目標として変わらないことから、「地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現」を目標とする。

- ・子育てに関して不安感や負担感を非常に・やや感じる人が約5割（就学前58.5%、小学生53.0%）あり、子育て支援策として、「地域における子育て支援の充実」が有効であると考えられる人の割合が高い（就学前36.1%、第2位）ことから、身近なところでの子育てに関する相談・支援体制の充実が求められている。

◆「基本施策」・「施策の方向性」

Table with 3 columns: No, 反映すべき課題, 反映内容. It lists 8 items related to child poverty, pregnancy expectations, work-life balance, and childcare support.

